7　外板の排水口、衛生排水口その他これらに類する開口の数は、各排出口をできる限り多数の衛生管その他の管の用に供することにより、又はその他の適当な方法により、できる限り少なくする。

8.1　外板の吸入口及び排出口には、船内への不慮の浸水を防止するための効果的な、かつ、近づくことができる装置を取り付ける。

8.2.1　現行の満載喫水線に関する国際条約の規定に従うことを条件として、8.3の規定が適用される場合を除くほか、旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボート甲板の下方の場所から導かれ外板を貫通する各排出管には、隔壁甲板の上方から有効に閉じるための装置を有する一の自動逆止弁を、又は、これに代えて、このような装置を有しない二の自動逆止弁であつて船内の弁が船舶の使用されている状態において検査のために常に近づくことができるように最高区画喫水の上方にあるものを取り付ける。このような装置を有する弁を取り付ける場合には、隔壁甲板の上方の操作位置は、常に容易に近づくことができるものでなければならず、弁が開けてあるか閉じてあるかを示すための装置を取り付ける。

8.2.2　現行の満載喫水線に関する国際条約に定める要件は、旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボート甲板の上方の場所から導かれ外板を貫通する排出管について適用する。

8.3　機関の作動と連結する機関区域並びに主及び補助の海水吸入管及び排出管には、外板又は外板に取り付ける海水吸入箱に接続する部分に、容易に近づくことができる弁を取り付ける。人員が配置されている機関区域においては、弁は、その場で制御することができ、かつ、弁を開けてあるか閉じてあるかを示すための装置を取り付ける。

8.4　最高区画喫水より下方の外板を貫通する可動部分は、主管庁が認める水密な密閉装置を備える。船内グランドは、浸水のときに隔壁甲板が水没しないような容量の水密区域内に位置するものとする。主管庁は、当該区画が浸水した場合において、不可欠な又は非常用の電力及び照明、船内通信、信号その他の非常用装置が船舶の他の部分において利用可能としなければならないことを要求することができる。

8.5　この第十五規則の規定によつて要求されるすべての外板取付け物及び弁は、鋼、青銅その他の承認された延性材料のものでなければならない。普通の鋳鉄又はこれと類似する材料の弁は、認められない。この第十五規則に定めるすべての管は、鋼その他これと同等の材料のもので主管庁が十分と認めるものでなければならない。

9　旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボート甲板の下方に設ける舷門、載貨門及び給油口は、水密でなければならず、いかなる場合にも、それらの最低点が最高区画喫水の下方にあるように設けてはならない。

10.1　灰捨て筒、ごみ捨て筒等の船内の開口には、効果的なふたを取り付ける。

10.2　10.1の開口が旅客船の隔壁甲板及び貨物船のフリーボート甲板の下方にある場合には、そのふたを水密にし、さらに、最高区画喫水の上方の容易に近づくことができる位置において筒に自動逆止弁を取り付ける。

第十五―一規則　貨物船の外部開口

1　区画室に通ずるすべての外部開口は、損傷分析において完全であると仮定され、また、損傷時の最終的な喫水線より下方にある場合には、水密であることが求められる。

2　1の規定に基づき水密であることが要求される外部開口は、貨物ハッチ・カバーを除くほか、船橋における表示器を取り付けるものとする。

3　垂直方向の損傷範囲を制限する甲板より下方の外板における開口は、これらの開口が航海中近づくことができるものである場合には、許可を受けないで開けることを防止する装置を取り付ける。

4　外部開口の水密の完全性を確保するため海上において常に閉鎖される他の閉鎖設備は、閉鎖状態に保たれる旨の表示をそれぞれの設備に取り付ける。ボルトで密接に締めたふたを備えるマンホールには表示を付ける必要はない。

第十六規則　水密戸、舷窓等の構造及び最初の試験

1　すべての船舶においては、

.1　この章に規定する水密戸、舷窓、舷門、載貨門、弁、管、灰捨て筒及びごみ捨て筒の設計、材料及び構造は、主管庁が認めるものでなければならない。

.2　.1の弁、水密戸及び装置は、適切に使用され、最大の安全性が確保されるように適当な表示をする。

.3　垂直に動く水密戸の枠は、ちりが積もることにより戸を確実に閉鎖することを妨げることとなる溝を底部に有するものであつてはならない。

2　旅客船及び貨物船においては、水密戸は、浸水の最終段階又は中間段階において持続する可能性のある水高の圧力で試験する。個別の戸の試験が断熱材又は艤装品への損傷の可能性により実施されない場合には、個別の戸の試験は、予定された位置について要求される水高に少なくとも対応する試験圧力を用いるそれぞれの種類及び寸法の戸の標本圧力試験に代えて行うことができる。標本試験は、戸が取り付けられる前に実施する。船内に戸を取り付けるための設置の方法及び手順は、標本試験のときに用いたものに対応するものとする。船内に取り付けられるときは、個別の戸は、隔壁、枠及び戸の間の適切な設置について検査されなければならない。

第十六―一規則　水密甲板、トランク等の構造及び最初の試験

1　水密甲板、トランク、トンネル、ダクト・キール及び通風筒は、それぞれの対応する高さにおける水密隔壁と同一の強さのものでなければならない。これらを水密にする方法及びこれらにおける開口を閉鎖する措置は、主管庁の認めるものでなければならない。水密の通風筒及びトランクは、少なくとも旅客船においては隔壁甲板まで、また、貨物船においてはフリーボート甲板まで達するものでなければならない。

2　構造を通過する通風トランクが隔壁甲板を貫通する場合には、この章の第七―二規則に従い浸水の中間段階において許容される最大の傾斜角度を考慮した上で、トランクは、その中にある水圧に耐えられるようにしなければならない。

3　隔壁甲板の貫通物の全部又は一部が主ロールオン・ロールオフ甲板上にある場合には、トランクは、当該甲板上の水の動き（スロッシング）による衝撃圧力に耐えられるようにしなければならない。

4　完成の後、水密甲板に対しては射水試験又は水張り試験を行い、水密なトランク、トンネル及び通風筒に対しては射水試験を行う。

第十七規則　隔壁甲板の上方にある旅客船の内部の水密性

1　主管庁は、隔壁甲板の上方に水が侵入し、及び広がることがないようにするため、合理的かつ実行可能な措置をとることを要求することができる。その措置には、部分水密隔壁又はウェッブを含めることができる。隔壁甲板上において横置水密隔壁の直上又はその近くに設けられる部分水密隔壁又はウェッブは、船舶が損傷を受けて横傾斜した状態にあるときに甲板に沿つて水が流れることがないように、外板及び隔壁甲板と水密に接合させる。部分水密隔壁がその下方の横置水密隔壁と同一線上にない場合には、その間の隔壁甲板は、有効に水密にする。開口、管系、排水管、電線等が隔壁甲板の水没した部分の範囲内にある部分的水密隔壁又は部分的水密甲板を貫通する場合には、隔壁甲板の上方の構造の水密の完全性を確保するための措置をとる。

2　暴露甲板の開口には、十分な高さ及び強さの縁材並びに迅速に風雨密に閉鎖する効果的な装置を取り付ける。あらゆる天候状態において暴露甲板から迅速に排水することができるように、必要に応じて、放水口、オープン・レール又は排水口を設ける。